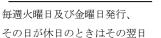
兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第8号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号





(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

公布された法令のあらまし

●行政財産目的外使用料の額を定める規則等の一部を改正する規則 (規則第17号)

次に掲げる規則に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 行政財産目的外使用料の額を定める規則
- 2 兵庫県民会館管理規則
- 3 兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則
- 4 兵庫県立いえしま自然体験センター管理規則
- 5 兵庫県立芸術文化センター管理規則
- 6 兵庫陶芸美術館管理規則
- 7 兵庫県立生活創造センター管理規則
- 8 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則
- 9 兵庫県福祉センター管理規則
- 10 兵庫県立のじぎく会館管理規則
- 11 兵庫県立ひょうご女性交流館管理規則
- 12 兵庫県立但馬長寿の郷管理規則
- 13 兵庫県こころのケアセンター管理規則
- 14 兵庫県立生活科学総合センター管理規則
- 15 兵庫県立姫路労働会館管理規則
- 16 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則
- 17 兵庫県中央労働センター管理規則
- 18 兵庫県立円山川公苑管理規則
- 19 兵庫県立丹波年輪の里管理規則
- 20 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則
- 21 兵庫県立但馬ドーム管理規則
- 22 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則
- 23 兵庫県立体育施設管理規則
- 24 兵庫県立フラワーセンター管理規則
- 25 兵庫県立三木山森林公園管理規則
- 26 兵庫県港湾施設管理条例施行規則
- 27 兵庫県立都市公園条例施行規則

規具

行政財産目的外使用料の額を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第17号

行政財産目的外使用料の額を定める規則等の一部を改正する規則

(行政財産目的外使用料の額を定める規則の一部改正)

第1条 行政財産目的外使用料の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第13号)の一部を次のように改正する。 別表第2自動販売機その他これに類するもの(公衆電話機を除く。)の款中「公衆電話機」の右に「及び太 陽光発電設備」を加え、「4,020」を「4,130」に、「7,020」を「7,220」に、「10,320」を「10,610」に、「13,380」 を「13,760」に改め、同表公衆電話機の款中「3,720」を「3,830」に改め、同表に次のように加える。

太陽光発電設備	1年1個につき	100
---------	---------	-----

(兵庫県民会館管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県民会館管理規則(昭和49年兵庫県規則第26号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の部入場料を徴収する場合の款中「22,900」を「23,600」に、「42,400」を「43,600」に、「63,000」を「64,800」に、「80,300」を「82,600」に、「94,100」を「96,800」に改め、同部入場料を徴収しない場合の款中「15,000」を「15,400」に、「28,300」を「29,100」に、「42,000」を「43,200」に、「53,400」を「54,900」に、「63,000」を「64,800」に改め、同表 2 の部事務室の款中「760円」を「780円」に、「480円」を「490円」に改め、同部附属設備の款中「35,000円」を「36,000円」に、「20分」を「30分」に、「260円」を「400円」に、「130円」を「200円」に、「3,200円」を「3,300円」に改める。

(兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則の一部改正)

第3条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則 (昭和53年兵庫県規則第75号) の一部を次のように改正する。 別表舞台設備の款中「6,000円」を「6,200円」に、「200円」を「210円」に、「2,400円」を「2,500円」に、「3,600円」を「3,700円」に、「600円」を「620円」に、「350円」を「360円」に、「250円」を「260円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「500円」を「520円」に、「3,000円」を「3,100円」に改め、同表楽器の款中「7,200円」を「7,400円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「2,400円」を「2,500円」に、「850円」を「870円」に、「350円」を「360円」に改め、同表音響設備の款中「800円」を「820円」に、「300円」を「310円」に、「600円」を「620円」に、「350円」を「360円」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同表映写設備の款中「4,200円」を「4,300円」に、「2,400円」を「2,500円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「300円」を「13,000円」を「4,300円」に、「2,400円」を「2,500円」に、「5,000円」を「9,900円」に、「13,200円」を「13,600円」に、「600円」を「620円」に、「700円」を「720円」に、「250円」を「260円」に改め、同表その他の款ビデオテレビ装置の項基準額の欄からドライアイスマシンの項基準額の欄までを次のように改める。

1式につき 6,200円
1キロワットにつき 260円
持込み器具1式につき 2,100円
持込み器具1式につき 3,100円
持込み器具1式につき 5,100円
1台につき 8,200円
1台につき 3,600円

(兵庫県立いえしま自然体験センター管理規則の一部改正)

第4条 兵庫県立いえしま自然体験センター管理規則(昭和57年兵庫県規則第38号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表専用利用の款中「12,800円」を「13,200円」に、「8,000円」を「8,200円」に、「5,600円」を「5,800円」に改め、同表共同利用の款中「2,000円」を「2,100円」に改める。

(兵庫県立芸術文化センター管理規則の一部改正)

第5条 兵庫県立芸術文化センター管理規則 (平成17年兵庫県規則第55号) の一部を次のように改正する。 別表ホールセットの款基準額の欄からその他の款基準額の欄までを次のように改める。

1式につき	35,000円
1式につき	6,200円

1式につき	25,700円
1式につき	14,400円
1式につき	61,700円
1式につき	37,000円
1式につき	15, 400円
1式につき	12,300円
1式につき	25,700円
1式につき	14,400円
1式につき	41,100円
1式につき	22,600円
1式につき	10,300円
1式につき	2,100円
1式につき	10,300円
1式につき	5,100円
1式につき	2,100円
1式につき	10,300円
1式につき	14,400円
1式につき	10,300円
1式につき	3,100円
1式につき	1,500円
1式につき	6,200円
1枚につき	2,100円
1式につき	2,500円
1式につき	15,400円
1式につき	5,100円
1式につき	10,300円
1 台につき	5, 100円
1 台につき	2,300円
1式につき	1,300円
1台につき	13, 400円
1 台につき	8,200円
1 台につき	3,100円
1 台につき	1,000円
1台につき	10,300円
1台につき	5,100円
1式につき	2,600円
1式につき	1,000円
1台につき	2,100円
1台につき	1,000円
1	

1式につき	3,300円
1式につき	2,100円
1台につき	7,200円
1台につき	2,100円
1式につき	2,600円
1式につき	3,900円
1台につき	3,000円
1台につき	1,600円
1台につき	1,400円
1台につき	6,200円
1式につき	3,600円
1台につき	2,300円
1台につき	2,300円
1式につき	5,100円
1式につき	10,300円
1式につき	51,400円
1式につき	5, 100円
1式につき	10,300円
1式につき	15,400円
1式につき	20,600円
1式につき	25,700円
1式につき	51,400円
10キロワッ	トにつき 2,100円

(兵庫陶芸美術館管理規則の一部改正)

第6条 兵庫陶芸美術館管理規則 (平成17年兵庫県規則第58号) の一部を次のように改正する。 別表第1金額の欄中「2,000円」を「2,100円」に、「300円」を「310円」に改める。

別表第2グランドピアノの項中「3,200円」を「3,300円」に改める。

(兵庫県立生活創造センター管理規則の一部改正)

第7条 兵庫県立生活創造センター管理規則(平成20年兵庫県規則第23号)の一部を次のように改正する。 別表1の部中「1,900円」を「2,000円」に改め、同表2の部ホールの款基準額の欄及び多目的グラウンド の款基準額の欄を次のように改める。

13,000円	17,000円	20,000円	30,000円	37,000円	50,000円
1時間につ	き 620円				

別表3の部舞台設備の款中「200円」を「210円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「2,500円」を「2,600円」に、「4,000円」を「4,100円」に、「300円」を「310円」に、「500円」を「520円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「400円」を「410円」に、「8,000円」を「8,200円」に改め、同部楽器の款中「8,000円」を「8,200円」に改め、同部音響設備の款中「3,000円」を「3,100円」に、「700円」を「720円」に、「800円」を「820円」に改め、同部映写設備の款中「2,000円」を「2,100円」に改め、同部照明設備の款中「5,000円」を「5,100円」に、「2,000円」を「2,100円」に改め、同部その他の款中「2,000円」を「2,100円」に、「300円」を「310円」に改める。

(健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部改正)

第8条 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第15号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第1水質検査料の款金額の欄及び食品検査料の款金額の欄を次のように改める。

1成分につき 510円
1成分につき 3,100円
1試料1成分につき 5,700円
1成分増すごとに 3,900円
1試料1成分につき 8,200円
1成分増すごとに 3,000円
1 試料 1 成分につき 10,300円
1成分増すごとに 5,900円
1試料1成分につき 10,300円
1成分増すごとに 7,000円
1試料1成分につき 10,300円
1成分増すごとに 6,900円
1種目につき 3,600円
1 試料につき 5,100円
1 試料につき 7,800円
1成分につき 2,500円
1成分につき 4,600円
1種目につき 3,300円

別表第 1 結核健康診断料の款精密検査料の項中「780円」を「810円」に、「1,240円」を「1,280円」に、「1,410円」を「1,440円」に改める。

別表第2水質検査料の款金額の欄から毒性試験検査料の款金額の欄までを次のように改める。

1成分につき 510円
1成分につき 3,100円
1試料1成分につき 5,700円
1成分増すごとに 3,900円
1 試料 1 成分につき 8,200円
1成分増すごとに 3,000円
1試料1成分につき 10,300円
1成分増すごとに 5,900円
1試料1成分につき 10,300円
1成分増すごとに 7,000円
1試料1成分につき 10,300円
1成分増すごとに 6,900円
1種目につき 3,600円
1 試料につき 5,100円
1 試料につき 7,800円
1件につき 28,900円
1件につき 126,700円
1件につき 18,500円

1
1成分につき 2,500円
1成分につき 4,600円
1件につき 16,600円
1件につき 16,600円
1件につき 36,700円
1成分につき 2,500円
1成分につき 4,600円
1成分につき 3,200円
1成分につき 5,900円
1件につき 16,600円
1成分につき 39,700円
1成分につき 24,000円
1成分につき 18,700円
1件につき 20,600円
1種目につき 3,900円
1種目につき 4,200円
1種目につき 5,000円
1件につき 11,600円
1種目につき 46,200円
1件につき 12,400円
1件につき 53,200円

(兵庫県福祉センター管理規則の一部改正)

第9条 兵庫県福祉センター管理規則(昭和50年兵庫県規則第60号)の一部を次のように改正する。 別表1の部団体専用室の款中「760円」を「780円」に、「480円」を「490円」に改め、同部附属設備の款中「20,000円」を「21,000円」に改める。

(兵庫県立のじぎく会館管理規則の一部改正)

第10条 兵庫県立のじぎく会館管理規則(昭和51年兵庫県規則第85号)の一部を次のように改正する。 別表基準額の項を次のように改める。

基準額	8,600円	14,900円	17,500円	23,500円	26,800円	33, 400円
-----	--------	---------	---------	---------	---------	----------

(兵庫県立ひょうご女性交流館管理規則の一部改正)

- 第11条 兵庫県立ひょうご女性交流館管理規則(平成8年兵庫県規則第6号)の一部を次のように改正する。 別表事務室の項中「760円」を「780円」に改め、同表倉庫の項中「480円」を「490円」に改める。 (兵庫県立但馬長寿の郷管理規則の一部改正)
- 第12条 兵庫県立但馬長寿の熱管理規則(平成10年兵庫県規則第84号)の一部を次のように改正する。 別表1の部金額の項を次のように改める。

	金額	3,000円	4,000円	3,900円	7,000円	7,900円	10,900円
--	----	--------	--------	--------	--------	--------	---------

別表 2 の部 (1) 中「4, 900」を「5, 000」に、「3, 300」を「3, 400」に、「6, 600」を「6, 800」に、「3, 700」を「3, 800」に、「2, 800」を「2, 900」に、「2, 900」に、「2, 200」を「2, 200」を「2, 300」に、「4, 500」を「4, 600」に、「3, 000」を「3, 100」に、「4, 100」を「4, 100」を「4, 100] を「4, 100] を「400] を「400]

を「3, 200」に、「2, 100」を「2, 200」に、「4, 200」を「4, 300」に、「2, 400」を「2, 500」に、「1, 800」を「1, 900」 に、 $\lceil 2,900 \rceil$ を $\lceil 3,000 \rceil$ に、 $\lceil 1,900 \rceil$ を $\lceil 2,000 \rceil$ に、 $\lceil 3,800 \rceil$ を $\lceil 3,900 \rceil$ に、 $\lceil 3,600 \rceil$ を $\lceil 3,700 \rceil$ に、 「4,800」を「4,900」に、「2,700」を「2,800」に改め、同部(2)中「4,900」を「5,000」に、「3,300」を「3,400」 に、 $\lceil 6,600 \rceil$ を $\lceil 6,800 \rceil$ に、 $\lceil 3,700 \rceil$ を $\lceil 3,800 \rceil$ に、 $\lceil 2,800 \rceil$ を $\lceil 2,900 \rceil$ に、 $\lceil 2,200 \rceil$ を $\lceil 2,300 \rceil$ に、 $\lceil 4,500 \rceil$ を $\lceil 4,600 \rceil$ に、 $\lceil 3,000 \rceil$ を $\lceil 3,100 \rceil$ に、 $\lceil 6,000 \rceil$ を $\lceil 6,200 \rceil$ に、 $\lceil 3,400 \rceil$ を $\lceil 3,500 \rceil$ に、 $\lceil 2,500 \rceil$ を「2, 600」に、「2, 000」を「2, 100」に、「5, 500」を「5, 700」に、「7, 500」を「7, 700」に、「4, 300」を「4, 400」 に、「3,200」を「3,300」に、「3,900」を「4,000」に、「2,600」を「2,700」に、「5,300」を「5,500」に、 $\lceil 1,800 \rceil$ を $\lceil 1,900 \rceil$ に、 $\lceil 3,600 \rceil$ を $\lceil 3,700 \rceil$ に、 $\lceil 2,400 \rceil$ を $\lceil 2,500 \rceil$ に、 $\lceil 4,800 \rceil$ を $\lceil 4,900 \rceil$ に、 $\lceil 2,700 \rceil$ を「2,800」に改め、同部(3)中「6,100」を「6,300」に、「4,100」を「4,200」に、「8,300」を「8,500」に、 「4,600」を「4,700」に、「3,500」を「3,600」に、「2,800」を「2,900」に、「5,600」を「5,800」に、「3,800」 を「3,900」に、「7,500」を「7,700」に、「4,300」を「4,400」に、「3,100」を「3,200」に、「2,500」を「2,600」 に、「6,900」を「7,100」に、「9,400」を「9,700」に、「5,400」を「5,600」に、「4,000」を「4,100」に、 $\lceil 4,900 \rfloor \ \& \ \lceil 5,000 \rfloor \ \& \ \lceil 3,300 \rfloor \ \& \ \lceil 3,400 \rfloor \ \& \ \lceil 6,600 \rfloor \ \& \ \lceil 6,800 \rfloor \ \& \ \lceil 3,700 \rfloor \ \& \ \lceil 3,800 \rfloor \ \& \ \lceil 2,200 \rfloor \$ を「2,300」に、「4,500」を「4,600」に、「3,000」を「3,100」に、「6,000」を「6,200」に、「3,400」を「3,500」 に、「2,000」を「2,100」に、「5,500」を「5,700」に、「3,200」を「3,300」に改め、同表3の部中「18,900」 を「19,400」に、「23,600」を「24,300」に、「12,100」を「12,400」に、「15,100」を「15,500」に改め、同 表4の部(1)金曜日、土曜日及び翌日が休日である日に利用する場合の款及び(2)金曜日、土曜日及び翌日が 休日である日に利用する場合の款中「1,900」を「2,000」に、「1,800」を「1,900」に、「2,000」を「2,100」 に改め、同部(3)中「2,400」を「2,500」に、「2,300」を「2,400」に、「2,100」を「2,200」に、「1,900」を 「2,000」に、「2,500」を「2,600」に、「1,800」を「1,900」に、「2,000」を「2,100」に改め、同表5の部 グランドピアノの項中「3,200円」を「3,300円」に改める。

(兵庫県こころのケアセンター管理規則の一部改正)

第13条 兵庫県こころのケアセンター管理規則(平成16年兵庫県規則第21号)の一部を次のように改正する。 別表料金の欄中「4,000円」を「4,100円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「2,000円」を「2,100円」に 改める。

(兵庫県立生活科学総合センター管理規則の一部改正)

第14条 兵庫県立生活科学総合センター管理規則(平成20年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。 別表機器分析室の項使用料の欄から無響室の項使用料の欄までを次のように改める。

円	円	円
3, 600	5, 600	9, 200
3,000	5, 000	8,000
2, 400	3, 900	6, 300
1,600	2, 700	4, 300
1, 200	2, 200	3, 400
510	1, 200	1, 700

(兵庫県立姫路労働会館管理規則の一部改正)

第15条 兵庫県立姫路労働会館管理規則 (昭和37年兵庫県規則第14号) の一部を次のように改正する。 別表1の部基準額の項を次のように改める。

	1					
基準額	円	円	円	円	円	円
左毕积	10, 200	17, 100	14, 700	27, 300	31, 800	42,000

別表2の部基準額の欄中「2,500円」を「2,600円」に改める。

(工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部改正)

第16条 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1恒温恒湿室の項中「450円」を「550円」に改める。

別表第2産業技術センターの款使用料の欄及び技術交流館の款使用料の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2, 400	4,600	5, 500	6, 700	9, 800	12,000
1, 400	2,700	3, 400	4, 100	6, 100	7, 300
1,000	2, 100	2, 400	2,800	4,000	4, 900
1,700	3, 500	4,000	5, 200	7,500	9, 300
850	1,700	2, 100	2, 700	3, 800	4,700

別表第3工作機械の款施盤の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同款平面研削盤の項中「900円」を「950円」に改め、同款精密研磨装置の項中「2,600円」を「2,700円」に改め、同款高速切削加工システムの項金額の欄からMEMS製作用スパッタリング装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	2,900円
1時間につき	4,000円
1時間につき	4,600円
1時間につき	9,800円
1時間につき	5,700円
1時間につき	3,300円
1時間につき	4,900円
1時間につき	2,300円
1時間につき	4,900円
1時間につき	3,600円
1時間につき	3,100円

別表第3工作機械の款MEMS製作用ダイシングソーの項金額の欄からMEMS製作用両面マスクアライナーの項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	2,100円
1時間につき	5,900円
1時間につき	4,400円

別表第3ゴム機械の款金額の欄を次のように改める。

1時間につき	2,600円
1時間につき	4,000円
→ □十日日) → 〜 ナ.	0 000H
1時間につき	2, 200円

別表第3合成樹脂機械の款二軸押出機の項金額の欄から加熱炉の款拡散接合装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき 3,500円
1時間につき 2,100円
10キロワット当たり 1 時間につき
1,500円
1時間につき 1,100円

別表第3加熱炉の款研究用小型スパッタリング装置の項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同款複合ビーム成膜装置の項中「3,600円」を「3,700円」に改め、同款雰囲気可変型赤外線ランプ加熱装置の項中「8,000円」を「3,700円」に改め、同数雰囲気可変型赤外線ランプ加熱装置の項中「8,000円」を「3,700円」に改め、同数雰囲気可変型赤外線ランプ加熱装置の項中「8,000円」を「3,700円」に改め、同数雰囲気可変型赤外線ランプ加熱装置の項中「8,000円」を「3,700円」を「3,700円」に改め、同数雰囲気可変型赤外線ランプ加熱装置の項中「8,000円」を「3,700円」に改め、同数容配列で1,900円」を「2,000円」に改め、同数複合ビーム成膜装置の項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同数複合ビーム成膜装置の項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同数複合ビーム成膜装置の項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同数複合ビーム成膜装置の項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同数複合ビーム成膜装置の項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同数複合ビーム成膜装置の項中「1,900円」を「2,000円」を「3,000円件を「3,000円を「3,000円」を「3,000円件を「3,000円件を「3,000円を「3,000円件を「3,000円件を「3,000円件を「3,000円を「3,000円件を「3,000円件を「3,000円件を「3,000円件を「

円」を「8,200円」に改め、同表皮革機械の款ロールコーターの項中「2,600円」を「2,700円」に改め、同款ロールアイロンの項中「2,250円」を「2,300円」に改め、同表繊維機械の款チーズ染色機の項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同款ピンテンター型高熱処理装置の項中「900円」を「950円」に改め、同款チーズ乾燥機の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同款ドビーパンチング機の項及び全自動番手測定装置の項を削り、同款ニードルパンチ試験装置の項金額の欄から試験機械の款エックス線マイクロアナライザーの項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	1,100円
1時間につき	4,300円
1時間につき	4,600円

別表第3試験機械の款超高分解能走査型電子顕微鏡の項金額の欄からエネルギー分散型エックス線分析装置付走査型電子顕微鏡の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	3,200円
1時間につき	2,000円
1時間につき	3,000円

別表第3試験機械の款エネルギー分散型エックス線分析装置付走査型電子顕微鏡の項の次に次のように加える。

小型走査型電子顕微鏡 1 時間につき 750円

別表第3試験機械の款走査型プローブ顕微鏡の項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同款暗視野顕微鏡の項金額の欄から金属顕微鏡の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき 2,400円
1日につき 1,000円
1時間につき 3,000円

別表第3試験機械の款ミクロトームの項中「2,600円」を「2,700円」に改め、同款マイクロビッカース硬さ試験機の項からロックウェル硬さ試験機の項までの規定中「900円」を「950円」に改め、同款高機能ロックウェル硬さ試験機の項の次に次のように加える。

超微小押し込み硬さ試験機	1時間につき	3,200円
--------------	--------	--------

別表第3試験機械の款万能測定顕微鏡の項金額の欄から回転対陰極式エックス線回折装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	2,200円
1時間につき	6,600円
1時間につき	3,400円

別表第3試験機械の款回転対陰極式エックス線回折装置の項の次に次のように加える。

高速エックス線回折システム	1時間につき 1,100円
---------------	---------------

別表第3試験機械の款微小部エックス線応力測定機の項金額の欄から波長分散型蛍光エックス線分析装置 の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	2,200円
1時間につき	2,700円
1時間につき	2,300円

別表第3試験機械の款エリプソメータの項中「1,150円」を「1,200円」に改め、同款フーリエ変換赤外分 光光度計の項中「1,700円」を「1,200円」に改め、同款ラマン分光測定装置の項を次のように改める。

繊維用フーリエ変換赤外分光光度計 1時間につき 1,700円

別表第3試験機械の款蛍光分光光度計の項中「900円」を「950円」に改め、同款近接場光学顕微鏡分析装置の項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同款ガスクロマトグラフ質量分析装置の項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同款示差熱天粋の項金額の欄から示差走査熱量測定装置の項高温のものの目金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	7,400円
1時間につき	2,100円
1時間につき	2,600円
1時間につき	8,100円

別表第3試験機械の款原子吸光分光分析装置の項金額の欄から同款自動炭素硫黄分析装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	2,100円
1時間につき	3,300円
1時間につき	3,300円
1時間につき	3,600円
1時間につき	3,300円

別表第3試験機械の款複合系材料インピーダンス測定装置の項中「3,400円」を「3,500円」に改め、同款電気・電子特性評価装置の項中「4,500円」を「4,600円」に改め、同款液体クロマトグラフ質量分析装置の項金額の欄から粗たんぱく分析装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	4,300円
1時間につき	2,100円
1時間につき	1,400円

別表第3試験機械の款核酸・たんぱく質分析システムの項を削り、同款全窒素測定装置の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同款フローサイトメーターの項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同款タンパク質・核酸電気泳動装置の項中「5,100円」を「5,200円」に改め、同款ペプチド・糖類分取システムの項中「5,400円」を「5,600円」に改め、同款生体試料分析システムの項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同款クリーンベンチの項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同款振とう培養装置の項中「1,500円」を「1,700円」に改め、同款精密比重計の項中「1,250円」を「1,300円」に改め、同款光散乱粒度測定装置の項中「900円」を「950円」に改め、同款窯業材料試験機の項中「1,350円」を「1,400円」に改め、同款屈曲試験機の項を削り、同款粘弾性測定装置の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同款損失係数測定装置の項及び加硫判定機の項中「1,150円」を「1,200円」に改め、同款高延性材料試験機恒温槽の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同款摩擦系数測定器の項を削り、同款摩擦摩耗試験機の項中「2,050円」を「2,100円」に改め、同款摩擦係数測定器の項中「900円」を「950円」に改め、同款脆化温度試験機の項及び粘着力測定器の項を削り、同款 高精度材料試験機の項中「3,200円」を「3,300円」に改め、同款繊維用万能材料試験機の項の次に次のように加える。

マイクロ疲労試験機	1時間につき	1,800円	
-----------	--------	--------	--

別表第3試験機械の款マイクロ製品強度評価装置の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同款耐電圧測定装置の項を削り、同款圧縮試験機の項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同款ガス透過度測定装置の項中「950円」を「1,000円」に改め、同款熱風乾燥機の項及び真空乾燥機の項を削り、同款風合い計測システムの項中「1,450円」を「1,500円」に改め、同款耐光性試験機の項中「1,350円」を「1,400円」に改め、同

款試験用小型ドラムの項中「950円」を「1,000円」に改め、同款電磁エミション評価装置の項金額の欄から デジタルオシロスコープの項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	8,900円
1時間につき	10,300円
1時間につき	4,200円
1時間につき	950円

別表第3試験機械の款超絶縁計の項を削り、同款高精度三次元測定装置の項金額の欄から点群データ処理 システムの項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	3,800円
1時間につき	1,300円
1時間につき	1,900円
1時間につき	950円

別表第3試験機械の款波形解析システムの項を次のように改める。

振動発生装置	1時間につき	2,200円

別表第3試験機械の款構造解析システムの項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同款デザイン評価開発システムの項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同款エックス線透視装置の項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同款マイクロエックス線CTスキャナーの項中「5,300円」を「5,500円」に改め、同款高速度カメラの項中「1,350円」を「1,400円」に改め、同款マイクロスコープの項を削り、同款ドラフトチャンバーの項中「900円」を「950円」に改め、同款表面形状解析装置の項中「1,850円」を「1,900円」に改める。

別表第4の1の部分析試験の款中「4,000円」を「4,100円」に改め、同部物理化学試験の款電導度比抵抗 測定の項を削り、同款熱膨張試験の項金額の欄から織物及び繊維材料試験の款毛羽評価試験の項金額の欄ま でを次のように改める。

1件につき 14,300円
1件につき 7,300円
1件につき 5,200円
1件につき 10,400円
1件につき 2,700円
1件につき 2,800円
1件につき 4,100円
1件につき 8,200円
1件につき 7,400円
1測定につき 1,000円
1 測定につき 2,500円
1件につき 7,100円
1件につき 9,200円
1件につき 7,000円
1件につき 4,600円
1件につき 7,100円
1件につき 9,500円
1件につき 4,900円
1件につき 1,700円
·

ı
1測定につき 7,000円
1件につき 4,600円
1件につき 4,600円
1件につき 7,000円
1件につき 5,200円
1件につき 2,600円
1件につき 10,200円
1件につき 5,200円
1件につき 7,900円
1件につき 4,800円
1件につき 1,000円
1件につき 11,800円
1件につき 12,700円
1平方メートルにつき 2,600
円
1件につき 8,000円
1件につき 3,200円
1件につき 950円
1試料1成分につき 7,500円
1成分増すごとに 6,200円
1件につき 7,300円
1件につき 6,100円
1件につき 6,100円
1件につき 6,100円
1件につき 6,100円
1件につき 4,400円

別表第4の1の部織物及び繊維材料試験の款分光光電光度試験の項を削り、同部皮革材料試験の款水分測定の項中「2,400円」を「2,500円」に改め、同款なめし度試験の項中「8,550円」を「8,800円」に改め、同款光沢度測定の項を削り、同款耐光試験の項中「3,450円」を「3,500円」に、「1,000円」を「1,400円」に改め、同款摩耗試験の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同款染色堅ろう度試験の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同款引張強さ試験又は伸び試験の項から銀面われ試験の項までの規定中「2,100円」を「2,200円」に改め、同款屈曲試験の項中「2,400円」を「2,500円」に改め、同款可塑性試験の項を削り、同款透湿試験の項金額の欄から窯業材料試験の款金額の欄までを次のように改める。

1件につき	7,600円
1件につき	2,200円
1件につき	2,500円
1件につき	2,200円
1件につき	2,300円
1件6時間に	つき 4,900円
1件につき	2,000円

1件につき 8,500円
1 測定につき 1,100円
1測定につき 5,800円
1 測定につき 4,400円
1 測定につき 7,400円
1 測定につき 7,400円
1測定につき 7,500円
1 測定につき 7,400円
1 測定につき 7,400円
1測定につき 8,100円
1測定につき 7,400円
1測定につき 37,000円
1測定につき 30,900円
1件につき 2,500円
1件につき 34,100円

別表第4の2の部皮革材料試験の款中「1,900円」を「2,000円」に、「5,300円」を「5,500円」に、「4,100円」を「4,200円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「4,900円」を「5,000円」に、「7,600円」を「7,800円」に、「1,900円」を「1,900円」に改め、同部合計の款中「1,900円」に改め、同表1,900円」に改め、同表1,900円」に改め、同表1,900円」に改め、同部合計の款中「1,900円」に、「1,900円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000円」を「1,9000

別表第5繊維染色加工の款繰返し加工の項中「8,800円」を「9,100円」に改め、同款糊付加工の項を削り、同款一本糊付加工の項中「7,300円」を「7,500円」に改め、同款チーズ乾燥加工の項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同款セット加工の項及び樹脂加工の項を削り、同款綜絖及び競通し加工の項金額の欄からその他の加工の款ニードルパンチ加工の項金額の欄までを次のように改める。

1件につき 14,800円
1時間につき 4,700円
1時間につき 4,800円
1件につき 28,400円
1件につき 31,800円
1件につき 7,100円
1件につき 7,200円
1件につき 5,400円

(兵庫県中央労働センター管理規則の一部改正)

第17条 兵庫県中央労働センター管理規則(昭和52年兵庫県規則第3号)の一部を次のように改正する。 第6条第3項に次のただし書を加える。

ただし、知事が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

別表1の部大ホールの項基準額の欄及び小ホールの項基準額の欄を次のように改める。

Ī	円	円	円	円	円	円
	9,900	15, 400	14, 200	25, 300	29,600	39, 500
	4, 400	7, 200	6, 500	11,600	13, 700	18, 100

別表2の部事務室の款中「760円」を「780円」に、「480円」を「490円」に改め、同部附属設備の款中「35,000

円」を「36,000円」に、「3,100円」を「3,200円」に改める。

(兵庫県立円山川公苑管理規則の一部改正)

第18条 兵庫県立円山川公苑管理規則(昭和62年兵庫県規則第86号)の一部を次のように改正する。 別表第1カッターの款基準額の欄からカヌーの款基準額の欄までを次のように改める。

1艇	1時間につき	1,900円
1艇	1時間につき	1,500円
1艇	1時間につき	1,500円
1艇	1時間につき	570円
1艇	1時間につき	620円
1艇	1時間につき	460円

別表第2美術展示室の款所蔵品展の項中「200円」を「210円」に改め、同款企画展の項中「350円」を「360円」に、「300円」を「310円」に改める。

(兵庫県立丹波年輪の里管理規則の一部改正)

第19条 兵庫県立丹波年輪の里管理規則(昭和63年兵庫県規則第20号)の一部を次のように改正する。 別表ホールの項基準額の欄及びイベント広場の項基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2, 400	3, 200	3,600	5, 600	6,800	9, 200
1時間につ	き 210円				

(兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部改正)

第20条 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則(平成5年兵庫県規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表1の部基準額の項中「4,700」を「4,800」に、「8,500」を「8,700」に、「12,700」を「13,100」に、「16,100」を「16,600」に、「18,900」を「19,400」に改め、同表2の部基準額の欄中「6,600円」を「6,800円」に、「4,400円」を「4,500円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「3,100円」を「3,200円」に改める。(兵庫県立但馬ドーム管理規則の一部改正)

第21条 兵庫県立但馬ドーム管理規則(平成10年兵庫県規則第47号)の一部を次のように改正する。 別表持込み電気器具用コンセントの項中「300円」を「310円」に改める。

(兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則の一部改正)

第22条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則(平成12年兵庫県規則第8号)の一部を 次のように改正する。

別表淡路夢舞台国際会議場の款同時通訳設備・通信設備の項中「5,000円」を「5,100円」に、「300円」を「310円」に、「500円」を「510円」に、「7,000円」を「7,200円」に改め、同款会議設備の項中「5,000円」を「5,100円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「400円」を「410円」に、「500円」を「510円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に、「700円」を「720円」に改め、同款映像設備の項ハイビジョン対応プロジェクターの目基準額の欄から電動スクリーン(B)の目基準額の欄までを次のように改める。

1台につき	87,000円
1台につき	43,000円
1台につき	22,000円
1台につき	22,000円
1台につき	13,000円
1台につき	7,200円
1台につき	2,800円
1台につき	2,800円

•	
1台につき	510円
1 台につき	210円
1台につき	6,200円
1台につき	2,800円
1台につき	15,000円
1台につき	6,200円
1 台につき	3,100円
1台につき	4,100円
1台につき	21,000円
1式につき	19,000円
1台につき	7,200円
1台につき	7,200円
1台につき	7,200円
1台につき	2,800円
1式につき	6,200円
1式につき	3,100円
1式につき	1,500円
1式につき	5, 100円
1式につき	2,600円

別表淡路夢舞台国際会議場の款音響設備の項中「6,000円」を「6,200円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「2,600円」を「2,700円」に改め、同款照明設備の項中「2,400円」を「2,500円」に、「2,600円」を「2,700円」に、「600円」を「620円」に改め、同表淡路夢舞台公苑の款野外劇場の項中「500円」を「510円」に、「300円」を「310円」に改める。

(兵庫県立体育施設管理規則の一部改正)

第23条 兵庫県立体育施設管理規則 (平成24年兵庫県規則第15号) の一部を次のように改正する。 別表1の部多目的ホールの款基準額の欄から格技室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
31,000	41, 300	46, 500	72, 300	87, 800	118, 800
19, 100	25, 500	28, 700	44, 600	54, 200	73, 300
18, 300	24, 500	27, 600	42,800	52, 100	70, 400
6, 500	8,600	9,800	15, 100	18, 400	24, 900
55, 900	74, 400	83, 700	130, 300	158, 100	214, 000
34, 500	46, 000	51, 700	80, 500	97, 700	132, 200
32, 900	43, 900	49, 500	76, 800	93, 400	126, 300
11,600	15, 600	17, 500	27, 200	33, 100	44, 700
4,000	5, 200	6,000	9, 200	11, 200	15, 200
5, 900	7, 800	8,800	13, 700	16, 600	22, 500
3, 100	4, 100	4, 700	7, 200	8,800	11, 900
2, 500	3, 300	3, 700	5, 800	7, 000	9, 500

別表 2 の部楽器の款中「7, 200円」を「7, 400円」に、「4, 800円」を「4, 900円」に改め、同部体育設備及び器具等(多目的ホール)の款中「500円」を「510円」に、「300円」を「310円」に、「3, 000円」を「3, 100円」

に、「200円」を「210円」に改め、同部駐車場の款中「800円」を「820円」に、「500円」を「510円」に改め、同部その他の款基準額の欄を次のように改める。

1時間につき	15,400円
1時間につき	5, 300円
1時間につき	10,300円
1時間につき	3,600円
1キロワットに	こつき 260円
持込み器具1コ	犬につき 2,100円
持込み器具1コ	犬につき 3,100円
持込み器具1コ	犬につき 5,100円

別表 3 の部基準額の欄中「6,000円」を「6,200円」に、「12,000円」を「12,300円」に、「10,000円」を「10,300円」に改める。

(兵庫県立フラワーセンター管理規則の一部改正)

第24条 兵庫県立フラワーセンター管理規則(昭和52年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。 別表基準額の項中「700円」を「720円」に改める。

(兵庫県立三木山森林公園管理規則の一部改正)

第25条 兵庫県立三木山森林公園管理規則(平成5年兵庫県規則第50号)の一部を次のように改正する。 別表1の部基準額の項を次のように改める。

基準額 4,400円	5,900円	6,600円	10,300円	12,500円	16,900円
------------	--------	--------	---------	---------	---------

別表2の部楽器の款中「7,200円」を「7,400円」に改める。

(兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部改正)

第26条 兵庫県港湾施設管理条例施行規則(昭和36年兵庫県規則第49号)の一部を次のように改正する。 第11条第2項中「1,700円」を「1,750円」に改める。

別表第 2 港湾施設の設備を使用する場合の款岸壁、物揚場及び桟橋の項外航船舶以外の船舶の目中「4.4円」を「4.5円」に、「5.8円」を「6.0円」に、「2.9円」を「3.0円」に改め、同款係船浮標の項外航船舶以外の船舶の目中「10,900円」を「11,200円」に、「10,900円」を「10,900円」を「11,200円」に、「10,900円」を「11,200

7,500円	7,400円	7, 100円
7,700円	7,500円	7, 200円
7,700円に艇長1メ	7,500円に艇長1メ	7,200円に艇長1メ
ートル又は1メー	ートル又は1メー	ートル又は1メー
トルに満たない端	トルに満たない端	トルに満たない端
数を増すごとに160	数を増すごとに130	数を増すごとに90
円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
7,500円	7,400円	7, 100円
7,700円	7,500円	7, 200円
7,700円に艇長1メ	7,500円に艇長1メ	7,200円に艇長1メ
ートル又は1メー	ートル又は1メー	ートル又は1メー
トルに満たない端	トルに満たない端	トルに満たない端
数を増すごとに160	数を増すごとに130	数を増すごとに90
円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額

4,000円	3,900円	3,600円
4,200円	4,000円	3,700円
4,200円に艇長1メ	4,000円に艇長1メ	3,700円に艇長1メ
ートル又は1メー	ートル又は1メー	ートル又は1メー
トルに満たない端	トルに満たない端	トルに満たない端
数を増すごとに160	数を増すごとに130	数を増すごとに90
円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額

別表第 2 港湾施設の設備を使用する場合の款土運船係留施設の項中「33,600円」を「34,600円」に改め、同款上屋の項一時使用の目中「17円」を「18円」に、「33円」を「35円」に改め、同項専用使用の目中「588円」を「605円」に改め、同款起重機の項中「9,000円」を「9,300円」に、「33,500円」を「34,500円」に、「58,800円」を「60,500円」に、「75,900円」を「78,100円」に、「32,000円」を「32,900円」に、「64,000円」を「65,800円」に改め、同款給水の項外航船舶以外の船舶の目中「510円」を「530円」に改め、同款荷さばき地の項金額の欄から工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合の款金額の欄までを次のように改める。

5. 7円	4.6円	2.5円
8.6円	7.0円	3.8円
5. 7円	4.6円	2.5円
8.6円	7.0円	3.8円
173円	140円	76円
5. 4円	4. 3円	2.2円
8.1円	6. 5円	3. 2円
162円	130円	65円
2,970円に交付金相 当額を加算した額	1,790円に交付金相 当額を加算した額	1,700円に交付金相 当額を加算した額
2,790円に交付金相 当額を加算した額	1,720円に交付金相 当額を加算した額	1,600円に交付金相 当額を加算した額
45円	30円	16円
510円	310円	170円
1,460円に交付金相 当額を加算した額	907円に交付金相当額を加算した額	875円に交付金相当 額を加算した額
151円	89円	76円

別表第3水面貯木場の款金額の欄を次のように改める。

円	円	円
16	11	8
22	17	13
27	24	19
16	11	8

(兵庫県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第27条 兵庫県立都市公園条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第105号)の一部を次のように改正する。 別表第4の1の部第1野球場の款基準額の欄からテニスコートの款基準額の欄までを次のように改める。

54,500円
80,400円
2,900円
33, 100円
14,400円
21,900円
720円
9,400円
460円

別表第4の2の部海上展望施設の項中「240円」を「250円」に、「200円」を「210円」に改め、同表の3の部附属設備の款基準額の欄を次のように改める。

2, 500	円
620	円
12, 300	円
620	円
360	円
260	円

別表第4の4の部球技場の款基準額の欄及びテニスコートの款基準額の欄を次のように改める。

510円
8,700円
670円

別表第4の5の部テニスコートの款中「350円」を「360円」に改め、同表の6の部多目的ホールの款基準額の欄及び附属設備の款基準額の欄を次のように改める。

2,300円
3,000円
5,200円
4,900円

別表第4の7の部野球場の款基準額の欄から第2多目的グラウンドの款基準額の欄までを次のように改める。

23, 50	0円
34, 50	0円
1, 20	0円
14, 30	0円
20, 60	0円
1, 20	0円
21	0円
3, 50	0円

820円
410円
210円
13,800円
6,900円
3,500円

別表第4の8の部野球場の款基準額の欄及び球技場の款基準額の欄を次のように改める。

45,300円
65,800円
2,500円
24,700円
2,500円
53,500円

別表第4の8の部屋内テニスコートの款全面の項中「228,000円」を「234,500円」に、「684,000円」を「703,500円」に、「342,000円」を「351,800円」に、「1,026,000円」を「1,055,300円」に、「19,000円」を「19,500円」に、「114,000円」を「117,300円」に改め、同款センターコートの項基準額の欄から陸上競技場の照明器具を伴う利用の場合の加算の款基準額の欄までを次のように改める。

111, 10	0円
166, 60	0円
3, 10	0円
55, 50	0円
74, 10	0円
111, 10	0円
2, 10	0円
37, 00	0円
39, 10	0円
1, 70	0円
22, 10	0円
7, 70	0円
4, 70	0円

別表第4の8の部附属設備の款中「10,000円」を「10,300円」に、「24,000円」を「24,700円」に改め、同表の9の部屋内プールの款基準額の欄を次のように改める。

720円
360円
820円
410円

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第26条の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置) 2 この規則の施行の日前に兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例(平成17年兵庫県条例第14号)第5条の許可を受けた者に係る特別観覧料の額又は兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例(昭和40年兵庫県条例第48号)第4条第1項の許可を受けた者に係る使用料の額については、第6条の規定による改正後の兵庫陶芸美術館管理規則別表第1又は第14条の規定による改正後の兵庫県立生活科学総合センター管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。